



東京税理士会日本橋支部会報

第156号
 令和元年5月1日

東京税理士会日本橋支部
 〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10
 ホックコ人形町ビル
 ☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
 ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/
 発行人 支部長 坂下真一郎
 編集人 広報部長 増田和弘
 印刷 (株) 税経



西新井大師 (總持寺)

税界放談

インフルエンザ大流行の頃の話。

顧問先で経理の女子社員から、「先生、インフルエンザ流行ってますけど、大丈夫ですか。」

「ええ、今のところ無事です。会社の方は皆さん元気ですか。」

「うちの課は、一人かかったら隣の人もかかってしまつて、経理は主任と二人で忙しくてテンテコ舞いです！」

「それは大変ですね。皆さん予防注射してるんですよ？」

「予防注射はしてるはずなんですけど。なぜかかるといふでしょう。本当に不思議。」と不満げ。

「そう。人間の体ってなかなか難しいよね。」

「税金はもつと難しいし。」とホコ先が税金に。

「そうですね。税金は難しいですか。だけど税金は、風邪ひいたり怒ったりはしないけど。」

「それはそうですね・・・」

「儲かれば、税金がかかるし、お金が残ってなければ、税金もかからない。シンプルに考えればいいと思いますけどね。」

「そんなに簡単ですか！」

「人間の体は、神様が造つたものだから、税金は人が作つたものだから、どこかに答えはあるはずですよ。」

「うーん！」と禅問答に終始した午後だった。

(M・S)

・ 確定申告を終えて.....	坂下真一郎	2	・ 特集 A-Zセミナーを受講して	17
・ 確定申告を終えて.....	鈴木 文典	3	・ 各部日より.....	20
・ 研究論文.....	三塚 一彦	4	・ 支部会員の異動のおしらせ.....	27
・ 随筆.....		16		



確定申告を終えて

支部長 さかした しんいちろう
坂下真一郎

この挨拶をお読みいただく5月は令和元年。平成31年4月に書いた文章がお手元に届くまでに御世が代わっています。今この時点ですでに新しい世の中が始まるという期待が、不安よりも大きいと感じています。改元が喜びをもって迎えられることが、いったい経済にどのような影響を及ぼすでしょう。また、平成の30年を統括する納税のいくまとめは、まだ出来そうにありません。消費税、e-Tax、マイナンバー制度と私たちの仕事も振り回されてきましたが、果たしてそれらに直面した顧客の方々の戸惑いに、どれだけ寄り添えたでしょうか。そのあたりを顧みつつ、今後の指針となるものをいずれ探っておきたいと思えます。

さて、平成30年度の確定申告が無事に終了いたしました。支部会員の皆様、ご苦労様でした。毎年の事ですが、税務支援対策部の皆様のご苦労により、各種の無料相談会を終えることが出来ました。税理士会が国から委託を受けて開催する日本橋公会堂での無料相談会は、2月1日から15日の間の8日間延べ49名の会員にご協力いただきました。日本橋支部独自の支部事務局での無料相談会は、2月27日から3月1日の3日間延べ6名、青色申告会代理送信については2月7日から3月14日の間の6日間延べ6名、2月23日の税理士記念日には延べ10名と、会員の先生方に相談員をお勤め頂きました。毎年ご自身の担当される確定申告でお忙しい中お引き受けいただいております。多くの会員のご協力を得て、各種の相談会を終えることが出来、本当にありがとうございました。しかし、これだけご協力をいただきながら、相談者数は昨年並みに留まりましたことは残念です。それぞれの相談会のメリットを、アピールする必要があるかもしれません。

3月18日に支部事務局に鈴木日本橋税務署長、黒田総務課長がお忙しい中、お越し頂き、支部会員の皆様のご協力によって無事確定申告を終えられたことに感謝のお言葉を頂戴したことをご

報告いたします。その際、鈴木署長から、今年から始まったIDパスワード方式でスマートフォンから申告するため日本橋税務署にパスワード登録に訪れる納税者が多かったというお話をお聞きしました。

e-Taxは徐々に浸透してきていますが、実施する過程でも、より安全を求める新たな対策が取られています。昨年までは届を出した顧問税理士のアドレスに一括で、電子申告しているクライアントの納税情報が入りましたが、今年からはセキュリティ対策としてクライアントのメールアドレス個々に直接入るようになり、私達税理士にとって、時間と手間がかかってしまうようになりました。より安全でより正確かつスピーディな申告を目指す改善があるかと思えます。

また、亡くなった方の準確定申告書を提出する個人についてもe-Taxに対応して頂けると助かると思えます。

研修会では、3月の26日と28日に「1日中マラソンDVD」と銘打って、延べ17時間研修を行いました。全部で105名の会員の先生方に参加を頂き、駆け込みではありますが、36時間達成のお役に立てたと思えます。研修部の皆様には会場の設営から受付業務まで担当して頂き感謝しております、そしてお疲れ様でした。

なお現在、6月の支部総会に向けて議案書の作成及び来期の予算を立案中です。会員の皆様におかれましてはご多忙とお察しいたしますが、来る6月24日の総会には是非とも忌憚のないご意見、ご要望などをお聴きしたいと考えております。皆様のご参加を、お待ち申し上げます。



確定申告を終えて

日本橋税務署長 すずき ふみのり 鈴木文典

東京税理士会日本橋支部の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告につきましては、東京税理士会日本橋支部の皆様には、多大なご支援とご協力を賜りました。お陰様で無事に終了することができました。特に、日本橋公会堂・日本橋三越前・支部事務局における「無料申告相談」の開催や東京国税局電話相談センターへの支部会員の派遣など、確定申告期における各種施策に多大なるご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございました。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

税務署におきましては、本年も引き続き、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等のICTを利用した申告・納税の一層の推進に取り組みました。

本年1月からはID・パスワード方式やスマートフォン専用画面を利用した申告、QRコードを利用したコンビニ納付が導入されました。これらの取組は本年の確定申告のみならず、来年以降の自宅等からのICT申告を推進していく上でも非常に重要なものと考えております。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

e-Taxにつきましては、行政オンライン手続の利便性向上に向けた政府全体の取組方針に基づき、特に令和2年（2020年）4月1日以降に適用される資本金1億円超のいわゆる大法人の電子申告の義務化への対応を含め、e-Taxの一層の普及・定着に向けて様々な取組を実施してきております。法人税等の更なる利用拡大に当たりましては、3月決算法人の申告時期である5月及び6月が極めて重要な時期となります。是非とも、3月決算の法人税の確定申告及び消費税等の確定申告の際には、e-Taxによる皆様方の代理送信を最大限に御活用いただき、1件でも多くe-Taxを御利用いただきますようお願い申し上げます。

最後に消費税の軽減税率制度への対応について申し上げます。本年10月から、消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施されます。現在、本制度の円滑な実施に向けて、関係府省庁が連携して、制度の周知・広報等に取り組んでいるところであります。日本橋支部の皆様におかれましても、事業者の皆様への準備が円滑に進むよう、各事業者の状況に応じた具体的なご指導をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

改めて申し上げますまでもなく、坂下支部長をはじめ日本橋支部の皆様方とは、従来から良好な協調関係を築いていただいておりますが、今後とも相互の理解と信頼関係の下、申告納税制度を支える良きパートナーとして共に歩んでいただけることを期待しております。

結びに当たりまして、坂下支部長をはじめ日本橋支部会員の皆様方に対し、今後とも税務行政に対するなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念申し上げ、確定申告を終えての御礼の挨拶とさせていただきます。





移転価格文書(特に、ローカルファイル)の内製化に向けて

【無断複写・転写禁止】

みつかずひこ
三塚一彦



1 現在の国際課税分野における状況

近年、リーマンショックによる財政の悪化で各国の国民に多くの負担を強いている中、グローバルに展開する企業による税制の隙間を利用した過度の節税行為の実態も浮き彫りになってきたことを受け、OECD租税委員会は2012年より「税源浸食と利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)」に関する問題に取り組みました。この議論にはG20加盟国(OECDに加盟していない国は、中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ)も参加する「OECD/G20 BEPSプロジェクト」となり(注1)、現在の国際的な税の問題に関して先進国と新興国が同じ場で対等に問題を検討することとなりました。税の問題がOECDだけでなく、G20やG8の場で重要な議題として議論されることは、各国が抱える税の問題が一国では解決できないところまで来てしまったからだと思います。

BEPSでは15項目(注2)について議論をしてまいりましたが、その内の「行動13」が「多国籍企業の報告制度」で、これは「移転価格税制に係る文書化」というものについての検討です。これは一言で言って、納税者が保有する多くの資料と国税当局が保有する限られた資料とでは圧倒的に課税当局側が不利であるという認識(情報の非対称性)の基に、各国の国税当局が保有する資料をできる限り国際間で共有しようという考えから生まれた取り組みです。

多くの日本企業は1985年のプラザ合議後の急激な円高の進行によって相対的に生産コストの低いアジア等へ工場を移転しました。2005年には投資収益が輸出等による貿易収支を上回り、2018年の国際収支統計によれば、経常収支の9割は投資収益(第一次所得収支)になっています。そのような活発な海外展開とともに、多くの企業は、現地における様々なそして特異な課税問

題に直面し多くの時間やコストをかけて解決してきていることと思いますが、その課税問題の一つに移転価格(注3)というものがあります。しかしながら、中堅の企業の方には、移転価格というものについては聞いたことはあるが、あまり関心を持ってなかったのではないかと思います。その理由は、移転価格というのはOECDの移転価格ガイドラインにおいても「厳密な科学ではない」(注4)と言われる通り、独立企業間価格(以下、「ALP(注5)」という)を求めるには様々な側面や考え方がありますので、各国の国税当局がこの税制を発動する時は所得移転の額が甚だしい時に限定していたというところがあると思います。そういったこともあり中堅企業の方は、これまでこの問題を当局から提起されることがなかった可能性があります。

しかし、このBEPSの場における議論により、移転価格に係る3層構造の文書(国別報告書、マスターファイル、ローカルファイル)を作成することについての提言を受けることとなりました。国別報告書の作成基準は各国とも凡そ1,000億円ですので、中堅企業の方の中には自分には関係がないと思われる方も多いかと思いますが、マスターファイルとローカルファイルについては、各国が独自に、その作成基準を規定してよいことになりましたので、アジア等における作成基準はとて低いのとなり、途端に、中堅企業の方においても他人事ではなくなる状況になってしまいました(注6)。

「ローカルファイルを作成していますか?」という質問に対して、納税者、或いは専門家の方からも「親会社は日本の作成基準(50億以上、3億以上)に達していないので作っていないが、現地では作っていると思う」という話を聞きますが、これが大きな誤解です。ローカルファイルは法定基準に達した一方が作るものではなく、どちらか一方に作成する義務が生じた場合には、両者

で協力して作り上げるものです。その一方が、例えばアジアに所在する日本子会社であれば、当然親会社主導で子会社と共に、両社が「果たす機能」と「負担するリスク」を分析しあい、両社が納得したものを作り上げていくべきものです。また、よく聞く話として「では、子会社が作ったものを和訳して持っていけばいいのか?」という質問もあります。子会社を作る際に親会社と子会社の「機能・リスク」を十分に検討して作成されたものであれば、それでも結構だと思いますが、そうでないもの。つまり、親会社が一切関知していない中で作られたものは、親会社と子会社の「機能・リスク」が正しく分析されているか、そして、子会社のあるべきALPの幅（4(4)参照）が正しく求められているかという点からのレビューが必要です。例えば、子会社のALPの幅が、単に、その子会社の実績をカバーするためのようなものであった場合には、日本課税当局から問題を指摘されるリスクは高まります。

2 文書化への対応について

- (1) 「国別報告書」の作成基準は、世界共通で凡そ連結売上が1,000億円以上の多国籍企業が対象です。国別報告書のフォーマットは世界共通で、一か国に複数の会社が所在していた場合でも、一社毎に記載する必要はなく、居住地国毎に売上や利益等の額を合算した金額を記載すればよいので、手間はかなりかかりますが難しさはありません。
- (2) 「マスターファイル」は、全世界の子会社の状況を記載するもので有価証券報告書のようなものですが、それに親会社・子会社が「果たす機能」と「負担するリスク」を簡易に記載すれば出来上がります。一点、どのように作成したらよいか悩まれるのは、商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る「サプライチェーンの概要」と思われます。マスターファイルは全世界の子会社のことを記載することから「製造段階から消費者に至るまでの一連の流通プロセス」を記載し（図解して記載すると分かり易いです）、親会社及び子会社等がどのような立ち位置でどのような役割を果たしているかの概要を記載します。難しく考えようと思えば、いくらでも難しく考えられますが、あくまで概要を

記載すればいいものです。一番大事なことは、国別報告書とローカルファイルで書かれた内容との整合性です。

- (3) ローカルファイルは、正に移転価格そのものを理解していないと書けないものです。国税庁から公表されている「移転価格ガイドブック（平成29年）6月版」の82頁によると、「ローカルファイル」（サンプル1）の目次は以下のようになっています。
 - ① 当社及びグループの概要
 - ② 国外関連者の概要
 - ③ 国外関連取引の詳細
 - ④ 国外関連取引に係る当社とA社の機能及びリスク
 - ⑤ 当社及びA社の事業方針等
 - ⑥ 市場等に関する分析
 - ⑦ 独立企業間価格の算定方法等
 - ⑧ A社と国外関連取引に密接に関連する取引について、

①②③⑤⑥⑧については、移転価格の知識がそれほどなくても、ある程度は記載できると思います。問題は、④の「国外関連取引に係る当社とA社の機能及びリスク」と⑦「独立企業間価格の算定方法等」です。

そこで、④と⑦について、④は記載の仕方、⑦については、どのようなものを説明していきたいと思います。

3 「国外関連取引に係る当社とA社の機能及びリスク」の記載の仕方

移転価格税制を理解する上でキーとなるものは「果たす機能」と「負担するリスク」についての理解です（租税特別措置法施行規則第22の10 1号ロ）。言ってみればこれだけなのですが、この「機能」と「リスク」が具体的に何を言っているのかを理解することが、移転価格を知らない方にとっては大きな障壁となります。書物を読めば読むほど、有識者に聞けば聞くほど頭で整理できなくなり、理解をすることを途中でやめてしまい、やはり移転価格は専門家に任せるしかないというジレンマに陥る方も多いのではないかと思います。

そこで、今回のBEPSからの提言を受けて作成をしなくてはいけなくなりました「ローカルファ

イル」について、これを内製化する際に活用していただければと思います、「セルフチェックシート」と「セルフチェックシートのガイドライン」を考案しました。

(1) 事前の準備

セルフチェックシートに入る前に、以下のことを調べておいて下さい。

例として、日本親会社と海外子会社（製造販売会社）間で取引を行っているケースで、検証対象法人を海外子会社とする場合です（4(1)参照）。

① 海外子会社の製造活動の観点から

(ア) まずは、製造する商品に独自性があるか、更に、親会社の試験研究活動がどのようなものであるかを調べておく必要があります。その際、海外子会社が地域情報等を親会社に提供している等があれば、その情報提供内容がどのように親会社の試験研究活動等に生かされているか等も調べておいて下さい。

(イ) 通常、製造ノウハウは親会社が所有していると思います。よって、海外子会社がそのノウハウを使用することに対する対価として、一般的にはロイヤリティーで支払うこととなると思いますが、親会社から海外子会社に販売する原材料価格に含めて回収している等の場合もあると思いますので、どのような形でどの程度の対価を親会社に支払っているのかを調べておいて下さい。

(ウ) 海外子会社が商品を製造するには、単に、親会社所有のノウハウを使用するだけでなく、製造に関して実際に海外子会社の従業員にトレーニング等をしていると思われます。親会社の職員が現地に行ってトレーニングする場合、また、親会社作成のマニュアルによって海外子会社がトレーニングする場合等、色々なパターンがあると思いますが、どのようにトレーニングがなされているかを調べておいて下さい。

(エ) 海外子会社が製造ライン等を現地仕様等に改造して製造に関して効率化を果たしているような場合があります。通常、第三者でも同様のことをしていると思われるので、敢えて、それを評価したいということ

であれば改造前後の効率化を数値化しておいて下さい。

(オ) 原材料の調達先については、親会社から仕入れている、或は、現地の企業から仕入れている等を調べておくことが必要です。そして、現地の企業から仕入れている場合には、どちらの会社が現地の仕入先を決定したか、また、その後もどちらの会社が定期的に仕入品の品質チェック等を行っているか。更に、チェックする際には親会社作成のマニュアル等を使用して行っているか等も併せて調べておいて下さい。

(カ) 海外子会社の製造量の決定はどちらの会社がしているのか。また、余剰在庫が発生した場合、その余剰在庫はどのように処理しているのか等も調べておいて下さい。

② 海外子会社の販売活動の観点から

(ア) 海外子会社の販売先については、親会社に全量販売している、或は、現地の企業に全量販売している等を調べておいて下さい。現地に販売先がある時には、日本親会社の販売先の現地子会社等であるのか、或は、新規に子会社が販売先を開拓したのか等を調べておいて下さい。

(イ) 代理店経由での販売の場合、代理店の開拓やその指導等はどちらの会社が何を使ってどのようにやっているのか等を調べておいて下さい。

(ウ) 現地における広報活動はどのように行っているのか。例えば、親会社が予算を提供し、広報内容まで指示されて行っているのか等を調べておいて下さい。

③ その他

(ア) 為替の変動があった場合の取決めを調べておいて下さい。例えば、為替の変動があっても取引単価は変えない、あるいは四半期ごとに見直す、又は、変動が大きかった場合のみ見直す等を調べておいて下さい。

(イ) 親会社からの資金調達について、借入利率は親会社が金融機関から借りる利率より高いか低いかな等を調べておいて下さい。

(2) 具体的な活用方法

事前に調べた内容を基に、「セルフチェック

シート」にレ点を打って下さい。30分もあればできます。次に、自分が打ったレ点の意味合いを「セルフチェックシートのガイドライン」で確認して下さい。難しい言葉は使っていませんので理解していただけたと思います。ここに記載されていることが移転価格で言っているところの「果たす機能」と「負担するリスク」のことです。

移転価格の考え方として、この「果たす機能」と「負担するリスク」が高ければ、その法人に高い利益、或いは低い利益がつくことの説明になります。また、それらが低ければ、赤字にならない程度の低い利益が適当ということになります。この「セルフチェックシートのガイドライン」に記載されていることが、それがそのまま「ローカルファイル」の④「国外関連取引に係る当社とA社の機能及びリスク」を作成する基になります。

ローカルファイルはただ作るということを目的とするのではなく、自分で作成することによって、現在行っている取引の移転価格上の意味合いを理解するようになっていただくことが何よりも大切なことです。

ローカルファイルは一度作れば終わりではありません。毎年データの更新や、3年に一度のコンパラブルの見直し等をする必要があります。また、新しい取引の構築や取引の変更等をする上でも移転価格の理解は必須ですので、上記の「セルフチェックシート」と「セルフチェックシートのガイドライン」をご活用いただき移転価格に関する知識を深めて頂ければ幸いです。

4 独立企業間価格の算定方法等について

次に、検証対象法人のあるべき利益率（ALP）を求める段階になります。その目指す利益を求める方法（独立企業間価格の算定方法等）には法定されている様々な方法がありますが、ここでは現場で一番使用されている取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method（TNMM））でALPを求めることを前提に説明をしていきます。

(1) 検証対象法人を決める

親会社の子会社と行っている取引についての独立企業間価格について検討をすることとなりますが、実は、これは取引毎の価格の正当性を検討していくというわけではなく、ある価格で取引を行った結果、一方の企業が得る利益（営業利益率の場合が多い）が正当であるかどうかで当該取引価格が正しかったかを検証していくことになります。ですので、まずは、どちらの企業の利益率を検討していくかということから考えていきます。一般的には親会社は無形資産や商標等を保有していることが多いことから、親会社のあるべき利益率を求めることに困難性があるので、子会社の利益率に着目することとなります。

(2) 検証対象法人の業態に似ている企業（以下「コンパラブル」という。）を探す

① 子会社が行っている業務に似ているコンパラブルを探しますが、このようなコンパラブルを探していくには、全世界の会社の業績等が入っているデータベースが必要ですので外注に頼るのが一般的ですが、全てを外注先に任せることはできませんので、②で記載していることを念頭に置き、自ら主導して探していくことが重要です。

② まずは、子会社が設立している国から似ている企業を探していきます。特に、アジア地域の場合、上場している法人が少ないという特殊事情もあり、安易に他地域からコンパラブルを選定してくるケースも散見されますが、その場合は、アジアの国税当局にロケーションセービング等（注7）の主張を誘発させてしまう結果となりますので避けるようにした方がよいです。また、納税者の方から「現地では、他地域からコンパラブルを選定することは何年も前から合意している」という話を聞くこともあります。ここは親会社が同地域からのコンパラブルを選定することについてしっかりと関与していくべきです。たとえ非上場法人でもHP等で財務データ等が公開されていて、そのデータに信頼性があるということであればコンパラブルとして十分に使用することができます。

次に、データベースを基に、子会社と同じ業種・業態の企業を母集団とします。通常は、

何百万社等と、とても多くの企業が選ばれてきます。ここからはテクニカルな世界に入ります。つまり、何百万社の企業を最後は10社前後に絞り込むために、様々な排除するための条件（「スクリーニングクライテリア」と言います）を設けて、似ていない法人を振り落としていく作業を行っていきます。その作業は大きく分けて、定量分析（ある特定の比率を基にふるい落とす）と定性分析（1社毎の中身をよく見てふるい落とす）とに分けられます。

以下、スクリーニングする際の一般的な条件は以下の通りです。

(i) 定量分析

- ・ 売上高が異なる（何倍又は何分の一）
- ・ 研究開発比率
- ・ 広告宣伝費率
- ・ 固定資産比率
- ・ 売上高販管費率
- ・ 営業損失を（何期か）計上、又は加重平均営業損失を計上
- ・ 財務諸表の監査において限定適正意見を受けている
- ・ 財務データが（何期）入手できない
- ・ 関連者間取引割合が一定割合を超えている
- ・ 売上の構成比率（商品とサービス）が異なる

(ii) 定性分析

- ・ 機能が異なる、取引段階が異なる
- ・ 製品が著しく異なり、利益率に影響を与える可能性が想定される
- ・ 市場（販売先市場等）が異なる
- ・ 特定の法人への依存度が高い

(i)(ii)の作業はやや技術的な面があります。例えば、売上基準を10倍若しくは十分の一とした場合のコンパラブルの多寡により、その基準を変える必要が生じる場合があるからです。行きつ戻りつしながら、最終的には10社前後のコンパラブルが選定されればよろしいかと思えます。

(3) 検証対象法人とコンパラブルとの間の差異を調整して比較可能性を高める

検証対象法人とコンパラブルが全く同類或い

は類似のものはないことから、両者の差異を調整してできる限り似ている状態にします。例えば、検証対象法人が一次卸法人でコンパラブルが二次卸法人であれば、一次と二次により生じる利益率の差異について調整を行います。また、地理的な差異があった場合、その差異を利益率の観点から調整できるようであれば調整を行い、できる限り検証対象法人とコンパラブルの比較可能性を高めていく作業をしていくことになります。しかしながら、実際にそのような差異調整を行っていくことには困難性もあります。

そこで、現場でよく行われているものが、「運転資本調整」という差異調整です。利益率はP/L勘定に現われるわけですが、この運転資本調整とはB/S勘定からの差異を調整しようという試みです。一般的に対象となる科目は、売掛金、買掛金、棚卸の3つです。

① 売掛金

現金売りと掛売とを比較すると、掛売の場合は、顧客に貸与した金銭の時間的な価値を償還するために現金売りよりも高い価格で請求することになります。その分、売上利益率が高くなります。

② 買掛金

掛けで仕入れる会社は現金仕入れの会社よりも高い価格で仕入れることになり、売上原価が高くなります。その結果、売上総利益率が低くなります。

③ 棚卸

棚卸の多寡が利益率にどのように影響を与えるのかは、実は、その商売によって異なり、確定的なことは言えない面があります。一つの考え方としては、多くの棚卸を持っていればビジネスチャンスを逃さないという理屈もありますが、その多寡がどのように利益率に影響を与えるかは曖昧な面もあり、棚卸については調整をしないという場合もあります。

上記①②については、その価格に金利が含まれているので、その多寡について、利子率を用いて調整を行っていくこととなります。

(4) 独立企業間価格の幅を求める

(2)(3)の結果、例えば、8社のコンパラブルが

選ばれたとしましたら、次に検証対象法人のあるべき利益率として、独立企業間価格の幅（ALPレンジ）を求めていきます。幅でなく一点でもいいのですが、マネージメントを行う上では幅があった方が運営しやすいので、一般的には幅を求めていきます。

考え方として、その8社が同レベルで検証対象法人に似ているということであれば、8社の利益率で幅（フルレンジ）を作ります。例えば、一番利益率の低い会社の営業利益率が3%で一番高い会社の営業利益率が8%であれば、3%から8%が幅となります。ですので、検証対象法人の実績がその幅に入っていればOKということになります。

一方、8社が同レベルで似ているわけではないという場合、現在、一般的に使われるのは「四分位（インタークォイル）」という統計的手法を用いて幅を求めていきます。これは8社を四等分して、上と下の四分の一ずつ（合計4社）を排除して、真ん中の合計二分の一（合計4社）によって作られる幅のことを言います。

(5) 調整すべき点を考える

(4)でALPレンジが作られれば、次に、検証対象法人の利益をその幅の中に入れるように每期マネージメントすればよいわけですが、その幅の上か下に外れてしまった場合にどうするかということ。一般的には、幅の端まで（つまり上に外れた場合は幅の上限まで、下に外れてしまった場合は幅の下限まで）調整を行います。これは幅の範囲内はすべて独立企業間価格だからという理由によるものです。

一方、国（注8）によっては、幅を嫌う、もしくは外れた場合は、その幅の平均値・中位位置までの調整を求めてくる場合もあります。この考え方の根っこにあるのは、独立企業間価格（ALP）は一点だというものです。この場合、幅は無調整レンジと考えられ、その幅の中であれば調整をしないが外れれば、平均値もしくは中位位置まで調整をするというものです。これはある意味適切な考え方かもしれません。例えば、5年間、その幅の上限か下限に張り付くように利益率を調整していた場合です。どちらかに張り付いた場合、どちらか一方の当局に

としては適切でないと思われれます。ですので、外れた場合はどこまで調整をするのかということも、しっかりとした考えを持って決めていくことが重要です。

5 「重要な前提」について

毎年の実績は、自ら決めた独立企業間価格の幅に入れていくこととなります。しかし、予測不能な事態が発生した場合には、その幅に入らなくてもよいというある意味セーフティーネットとして「重要な前提（クリティカルアサンプション）」を設けておくことが必要です。

これは、単に業績が変化した場合等は「重要な前提」にはなりません。

営業について予測不能な事態（取引規模の大きな変動、市場占有率の変化等）が発生した場合や、例えば、韓国子会社との取引通貨をウォンで行っている場合等は、ウォンの変動幅が大きいということもありますので、変動幅が一定のレベルを超えた場合には「重要な前提」に抵触する等、記載しておくといよいでしょう。

6 文書化後

移転価格調査時、調査官の考えで移転価格分析が行われるよりは、会社の状況を踏まえ自ら作成した文書で説明することは調査時間の短縮にも寄与し、メリットがあると言えます。但し、事前に両当局もしくは一方の当局から了承を受けていないものは、調査官の目から再評価されますので、当然、修正されることは考えられます。

調査で修正されないためには、両当局若しくは一方の当局から了承を得ておく必要があります。両当局から了承を得ることを「バイラテラルAPA」（二国間事前確認）と言い、一方の当局から了承を得ることを「ユニラテラルAPA」と言います。前者のメリットは両当局からお墨付きを得られるので、合意をすれば、その後、移転価格については問題視されないということになり、安心感としては抜群ですが、デメリットとしては両当局から了承を得るまでに時間とコストがかかるということです。一方、後者のメリットは申請した当局から了承を得るだけなので時間とコストが節約されますが、デメリットとしては、他方の当局から移転価格課税を受ける可能性を残してい

るということです。更に、納税者の不安要因として、今後、自動的情報交換で、一方の国とユニラテラルAPAを締結している場合は、その事実を他方の国に毎年提供されることになりましたので、他方の国から移転価格調査に入られるのではないかということかと思えます。ただ、仮に、他方の当局が「一方の国でユニラテラルAPAを締結している」からと言って、それだけで移転価格課税されるということは考え難いです。要は、実績がALPでありということが重要だと思えます。(注9)

7 最後に

私の作成した「セルフチェックシート」と「セルフチェックシートのガイドライン」を活用して、自らローカルファイルを作成した納税者方からお聞きした話として「作れることは作れたが、これでいいのか自信がない。また、当局から質問があった場合や税務調査の場合には対応できない。」というお話がありました。確かに、内製化した当初から全く専門家に頼らないでやるというのは難しいと思えます。最初の頃は、作ったものを専門家と一緒に検討して、そのローカルファイルが意味していることを正確に理解することが必要です。そして、その後も専門家ともにその内容を検討していくことによって移転価格に関する知識が深まっていくことになるのだと思えます。また、当局からの質問や税務調査があった際には当該専門家にも相談する等、一般の税務と同様に対応していただければと思えます。その際は、文書の内製化をサポートできる専門家を選ぶことが重要かと思えます。

(注1) BEPSプロジェクト:2012年6月OECD租税委員会本会議において、BEPSプロジェクトを開始、G20サミットでBEPS防止の必要性を明記。2013年6月G8サミットでBEPSプロジェクトを支持。2013年7月19日「BEPS行動計画」公表、G20サミットに報告。2014年9月BEPS報告書(第一弾)を公表。11月のG20サミットに報告。2015年9月BEPS最終報告書を取りまとめ。10月のG20財務大臣会合、11月のG20サミットに報告。

- (注2) 行動1「電子経済の課税上の課題への対応」
 行動2「ハイブリッド・ミスマッチの無効化」
 行動3「外国子会社合算課税の強化」
 行動4「利子控除の制限」
 行動5「有害税制への対抗」
 行動6「条約濫用の防止」
 行動7「人為的なPE認定回避」
 行動8～10「移転価格税制と価値創造の一致」
 行動11「BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立」
 行動12「タックス・プランニングの義務的開示」
 行動13「多国籍企業情報の報告制度」
 行動14「より効率的な紛争解決メカニズムの構築」
 行動15「多国間協定の開発」

(注3) 我が国が移転価格制度を導入したのは、昭和61年(1986年)。

(注4) 2017年版移転価格ガイドライン1.13「税務当局及び納税者の双方にとって、独立企業原則の適用のための適切な情報を入手することがしばしば困難となっている。・・・入手可能である情報は不完全で解釈が難しいものであるかもしれない。・・・また、機密保持の観点から、独立企業からの情報の入手は不可能かもしれない。・・・移転価格の算定は厳密な科学でなく、税務当局及び納税者の双方の立場に立った判断を行うことが求められていることを想起すべきである。」

(注5) ALPとは、「Arm's Length Price」の略で、赤の他人との距離感を手の長さで表現し、当該距離感で価格設定をすれば、当該価格をALPと判断することとしており、それを「独立企業間価格」と訳しています。

(注6) 国別報告書(CbCレポート(カントリーバイカントリーレポート))の作成基準は凡そ1,000億円という額がBEPSにより決められました。それ以外のローカルファイルとマスターファイルは国毎で作成基準を決めてよいこととなっています。日本ではマスターファイルは国別報告書と同じ作成基準(1,000億

円)となっておりますが、ローカルファイルは棚卸取引は50億円以上で、無形資産取引は3億円以上という基準を定めました。例えば、インドネシアでは、マスターファイルとローカルファイルの作成基準は、いずれも、「売上が4億円超、関連取引1.6億円超の何れか、そして、法人税率25%よりも低い場合」と規定されております。一旦、他国の基準に該当した場合、日本では作成基準を満たしていなくても、日本親会社主導で子会社と、両者の「機能」と「リスク」を検討してローカルファイルの作成をしなければなりません。更に、マスターファイルの作成基準に達してしまった場合には、専ら親会社が全世界の子会社との間の機能分析について、簡便ではありますが、作成することが求められます。

(注7) 「OECD多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン」2017年版

D.6 ロケーションセービング及びその他現地市場の特徴

パラグラフ1.139 「・・・地理的なマーケットの特徴が、比較可能性及び独立企業間価格に影響を与えることを示している。・・・特定の市場での事業活動上のコスト削減に関するものである。」

要するに、製造コストの低減による利益はその地の利益であるという主張です。

(注8) レンジそのものを嫌う国(カナダ)や、レンジから外れた場合の調整点はエッジではなく中位置までという国(中国)等ありますので、その国の考え方も熟知してローカルファイルを作成することが適当かと思えます。ある納税者がAPA期間中、エッジに張り付いたマネージメントを行っていた場合は、どちらか一方の国から「レンジを恣意的に使っている」と言われても文句は言えないとは思いますが。以前、ある国の担当者から、そのような納税者のAPAの更新については否定的であるという発言もありました。

(注9) 行動5「有害税制への対抗」の観点から、各国の優遇税制や税務のルーリングに関する透明性の欠如が有害な税慣行への懸念であるとの認識の下、①優遇税制が有害税制に該当するか否かの判定に関して経済活動の実質性要件(substantial activity requirement)を新たな基準とし、②制度の透明性を確保するため、ルーリングに関する自発的情報交換の義務づけの枠組みを設けた。このルーリングには、(i)優遇税制に係るルーリング、(ii)クロスボーダのAPA(事前確認制度)及びユニラテラルなAPAなどが含まれています。

平成30年度 東京税理士会日本橋支部定期総会研修会

日 時：令和元年6月24日(月)午後2時～午後3時

場 所：ロイヤルパークホテル 2F有明の間

テ ー マ：「時代のトレンドを読む～令和時代を迎えて～」

講 師：宮崎 緑氏 千葉商科大学教授 国際教養学部長

定期総会：午後3時30分～5時

懇 親 会：午後6時～

————— 会員皆様の出席をお願いします —————

※ 総会では、支部の運営上重要な決議事項があります。委任状を含めて、ぜひご協力をお願いいたします。

セルフチェックシート（子会社が製造販売会社の場合）

検討項目	検討内容	要チェック項目	チェック内容		
製 造	製品の独自性	地域内における製品の独自性 ⇒ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
	R&D 活動	子会社が行っているレベル ⇒ <input type="checkbox"/> 現場での製造工程等の効率化や地域情報の提供レベル <input type="checkbox"/> 上記以上の情報（現地の特殊性から、製品の改良に寄与する情報）			
	製造ノウハウ	<input type="checkbox"/> 親会社所有 ⇒	<input type="checkbox"/> ロイヤリティ料率は？ ⇒	％	
			<input type="checkbox"/> 商品価格に組み込まれている ⇒	何割程度	
		<input type="checkbox"/> 子会社所有	製造に関して親会社が行う現地従業員のトレーニングは？ ⇒	<input type="checkbox"/> なし	
				<input type="checkbox"/> あり	
	<input type="checkbox"/> 一部子会社所有 ⇒	<input type="checkbox"/> 親会社所有分のロイヤリティ料率は？ ⇒	％		
		<input type="checkbox"/> 子会社所有分について親会社からのロイヤリティ料率は？ ⇒	％		
		<input type="checkbox"/> 商品価格に組み込まれている場合 ⇒	何割程度		
	<input type="checkbox"/> 子会社における製造効率化の有無 ⇒	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			
	原材料の調達	<input type="checkbox"/> 親会社から 100% 仕入れ			
<input type="checkbox"/> 現地で仕入れ（含む一部） ⇒		現地での仕入れ先決定の判断は？ ⇒	<input type="checkbox"/> 親会社 <input type="checkbox"/> 子会社		
子会社の製造量	<input type="checkbox"/> 親会社が判断	<input type="checkbox"/> 余剰在庫は親会社が引き取る			
	<input type="checkbox"/> 親会社が大半を判断 ⇒	<input type="checkbox"/> 余剰在庫は子会社が引き受ける			
	<input type="checkbox"/> 子会社が判断	<input type="checkbox"/> 余剰在庫は他の関連者へ販売する			
製造物責任	<input type="checkbox"/> 親会社がとる ⇒	製造過程で生じた欠陥製品に対する責任は？ ⇒	<input type="checkbox"/> 親会社が責任を負う		
	<input type="checkbox"/> 子会社がとる		<input type="checkbox"/> 子会社が責任を負う		
販 売	販売活動（複数回答あり）	<input type="checkbox"/> 全量親会社へ販売			
		<input type="checkbox"/> 一部親会社へ販売			
		<input type="checkbox"/> 日本での販売先の現地子会社へ販売			
		<input type="checkbox"/> 現地で子会社が販売先を開拓 ⇒		親会社の関与度合いは？ ⇒	<input type="checkbox"/> 親会社の指示の下
	<input type="checkbox"/> 現地で子会社が販売先を一部開拓	<input type="checkbox"/> 子会社の独自の判断で			

販売	販売活動 (複数回答あり)	<input type="checkbox"/> 代理店経由での販売	⇒	代理店の①開拓、②指導等はどのように行っているか	⇒	<input type="checkbox"/> 親会社の指示の下 <input type="checkbox"/> 子会社の独自の判断で
		<input type="checkbox"/> 営業マンの教育	⇒	<input type="checkbox"/> 親会社 <input type="checkbox"/> 子会社（独自か、親会社作成のマニュアル化）	⇒	
		広報活動	⇒	<input type="checkbox"/> 親会社が予算とアイデアを提供 <input type="checkbox"/> 子会社のアドバイスで親会社が活動内容を決定 <input type="checkbox"/> 子会社独自のアイデア		
為替の変動	一定以上の変動があった場合		⇒	<input type="checkbox"/> 定期的或いは変動幅により取引価格を見直す <input type="checkbox"/> 取引価格は見直していない		
その他	運転資金の調達	<input type="checkbox"/> 親会社から	⇒	利息の計算について再検討	⇒	<input type="checkbox"/> 親会社の調査金利以上 <input type="checkbox"/> 親会社の調達金利以下
		<input type="checkbox"/> 独自に調達	⇒	親会社の保証の有無	⇒	<input type="checkbox"/> 親会社の保証あり <input type="checkbox"/> 親会社の保証なし

セルフチェックシートのガイドライン (子会社が製造販売会社の場合)

検討項目	検討内容	評 価	
製 造	製品の独自性と R&D	<p>①製品の独自性が親会社や商品の知名度等（無形資産）によって得られている場合は、親会社の「果たす機能」がかなり高く評価される。</p> <p>②一方、子会社からの地域情報（現地の趣味趣向等を含め）等により、その地域の特殊性を生かして製品の改良や、新たな製品の開発等に繋がっている場合は、その地域情報について子会社の「果たす機能」として評価できるので、詳細に検討をする必要がある。</p> <p>③②の情報により、その地域の特殊性を生かして具体的な改良などを親会社の R&D セクションが担っている場合は、その点について親会社の「果たす機能」も評価されていくこととなる。</p>	
	製造ノウハウ	<p>①ノウハウの対価は、親会社へロイヤリティを支払うか、販売する商品価格に組み込むことが考えられるが、実際にロイヤリティ料率や商品価格にどれほど反映させるかは困難性が伴う。</p> <p>②無形資産を所有しない子会社を検証対象法人とするのであれば、子会社の適正な利益率を求め、それを超過する分が無形資産を使用している対価というように整理すれば難しさは薄まる。その場合は変動ロイヤリティになる可能性になるが、親会社が製造に関して行う現地従業員のトレーニングについては、</p> <p>①親会社内で教育、親会社の職員が出向いて教育する場合等は子会社の「果たす機能」としては評価できない。</p> <p>②子会社自身が教育を行っている場合でも、親会社作成マニュアル等によって教育が実施されている場合は子会社の「果たす機能」に高い評価を与えることは難しい。</p> <p>③子会社からの提案で現地の特殊性が教育に反映されている場合は、子会社の「果たす機能」を評価する上で、如何に反映させているかを整理しておく必要がある。</p>	
		親会社所有	
		子会社所有	<p>①子会社の機能が高いと評価される項目になるが、その場合のノウハウが法的に保護されたものであるのか、それとも製造工程の改善等の程度のものであるかで評価レベルは全く変わる。</p>
		一部子会社所有	
		子会社での効率化の有無	<p>②製造工程の改善等については、通常の第三者でも行っている程度のものであれば評価することは難しい。それでも敢えて評価したいということであれば、改善等の前後でそのことによる効率化等を数値化等しておくことと説得力が出てくる。</p>
		全量親会社から仕入れ	<p>①子会社の製造活動に関して、親会社の「果たす機能及び負担するリスク」が高いと評価される。</p> <p>②特に、製造ノウハウも親会社が所有している場合には、子会社は単なる委託製造レベルと考えられる。</p>
		原材料の調達	<p>①現地で仕入れをしているだけでは子会社の製造機能を評価することは難しい。</p> <p>②大事なのは、仕入業者をどちらの会社が選定しているか。そして、その仕入業者からの仕入品の品質チェックをしているのはどちらの会社か。それをしている方の「機能とリスク」が高く評価される。</p> <p>③子会社が仕入業者を選定し、定期的に品質チェックをしている場合でも、親会社の指示の下、親会社が作成してマニュアル通りに行っている場合には子会社の「果たしている機能」と「負担しているリスク」は高いものとは考えられない。</p>
		親会社が判断	<p>①製造法人の「果たす機能」と「負担するリスク」を評価する上で、(i) 製造量の決定と、(ii) 余剰在庫が発生した場合の対応については極めて重要な項目となるので、詳細に検討していくことが重要。</p>
		親会社が 大枠を判断	<p>具体的には、</p> <p>②形式的には子会社が製造量を決定しているように見えても、大枠は親会社が決めている場合等は、子会社が「リスクを負担して決定している」ことにはならない。</p>
	子会社の製造量	<p>③子会社の責任で完全に製造量を決めている場合には、余剰在庫が発生した場合に、子会社は、どのような対応をしているかを見極めて、子会社が「負担しているリスク」を評価していくことになる。</p> <p>④余剰在庫が発生した場合には、(i) 親会社が引き取る場合と、(ii) 親会社の判断で関係子会社に販売する仕組みを作っている場合には、親会社が製造に関しても、「リスクを負担している」と評価される。</p>	

製 造	製造物責任	親会社がとる	一般的には、製造過程で生じた欠陥商品に対する責任は子会社が取ると考えられるので（第三者でも同様と想定される）、そのことによって、 <u>子会社の「負担するリスクが高まる」</u> ことにはならない。
		子会社がとる	
販 売	販売活動	日本での販売先の現地子会社へ販売	①子会社所在地における販売先が、日本で構築されている既存の販売先の現地子会社であれば、子会社が販売活動を行って獲得した現地販売先にはならないので、 <u>子会社の「果たす機能」を評価することはできない。</u> ②①の場合、唯一評価できるのは、その販売先との関係維持の面だけ。
		現地で子会社が販売先を開拓	①子会社の「果たす機能」と「負担するリスク」が高く評価される項目である。 ②①であるが、その販売活動の際に、親会社の「果たしている機能（親会社が口利きを行った等、開拓に関与した場合等）」と、「負担しているリスク（子会社が現地銀行からの借入の際の信用保証等をしている場合等）」からの検討は重要であるので、実態を調べておくことが必要。
		現地で子会社が販売先を一部開拓	
		一部親会社へ販売	子会社の販売機能が低く評価される要因となるので、親会社への販売の状況（売れ残り商品は親会社を買取る場合等）等、その背景や規模等を調べておくことが必要。
		代理店経由の販売	代理店の①開拓、その後の②指導などは、親会社作成マニュアル等によって行われている場合には、 <u>子会社の「果たす機能」を高く評価することはできない。</u> 子会社が地域の特殊性も鑑みて、①と②を行っている場合は子会社の「果たす機能」として評価できる。
		全量親会社へ販売	子会社の「果たす機能」としては全く評価できない。単なる委託製造と考えられる。
		営業マンの教育	①親会社内で教育、親会社の職員が出向いて教育する場合等は子会社の「果たす機能」としては評価できない。 ②子会社自身が教育を行っている場合でも、親会社作成マニュアル等によって教育が実施されている場合は子会社の「果たす機能」は低く評価される。 ③子会社からの提案で現地の特殊性が教育に反映されている場合は、 <u>子会社の「果たす機能」を評価する上で如何に反映させているかを整理しておく必要がある。</u>
		広報活動	①親会社が予算とアイデアを提供し、子会社はそれを淡々と行っているのか。 ②子会社からの地域情報を基に、その地域独自の広報活動等を行っているのか。 ①と②で子会社の「果たす機能」と「負担するリスク」は全く異なってくる。
そ の 他	為替の変動	見直す	取引通貨が外貨の場合は親会社が「 <u>為替変動リスクを負う</u> 」こととなるが、変動幅によって途中で見直すということであれば、そのリスクは軽減される。（円貨の場合は逆）
		見直さない	取引通貨が外貨の場合は親会社が「 <u>為替変動リスクを負う</u> 」こととなるが、変動幅如何によらず見直さないということであれば、親会社のリスクは高まる。（円貨の場合は逆）
	運転資金の調達	親から	①銀行借入の場合に、「親会社の信用保証」が入っているか。 ②親会社からの借入利息が低率でないか等（親会社が銀行から借入している率と比較して）を検討し、親会社の「果たしている機能」と「負担しているリスク」を評価していくことになる。
独自に調達			

随筆



『息抜きも大事』

ふじむら なおき
藤村直樹

確定申告が無事終わり、3月決算法人にも取り掛かり始めたことに、安心感を覚えております。

確定申告が始まる少し前、市民ランナーの最高峰の大会である「別府大分毎日マラソン」に出場しました。

2020年夏季オリンピック代表選考の統一レースとなる、マラソングランドチャンピオンシップの出場権をかけた「MGCシリーズ対象レース」の一つに選ばれたことで、テレビ中継までされた大会です。

他に8月の北海道マラソン・12月の福岡国際マラソン・3月の東京マラソン・同月びわ湖毎日マラソンが対象レースですが、北海道は夏開催で暑く、福岡・びわ湖は陸連登録必須、東京は倍率12倍を超える狭き門で挑戦すら難しい大会です。

そんな中、公認大会でのフルマラソン「3時間半」の記録があればエントリー可能な別府は、市民ランナー最高の「戦いの場」として、エントリーが即座に埋まってしまうほど人気で貴重な大会となっています。

昨年、大分出身の友人から「猛者・曲者だけが出場する大会」と聞いてから憧れを抱き、1年間公認大会での記録取りに明け暮れ、「3時間18分」の記録をひっさげ、念願の大会への出場を果たしました。

<大会前日>

東京～羽田～大分空港～別府市内へと5時間近い移動をします。

搭乗口付近にはスポーツウェアの引き締まった男性ばかりで、明らかに別府ランナー！！速そうな身体です。まだ東京だというのに空気に呑まれる始末、先が思いやられます。

別府市内に入り、別府名物地獄めぐり、ご当地

グルメのとり天に温泉を満喫・・・なんてするはずもなく、EXPO会場へ行きゼッケンを受け取り、夜は生姜焼き定食でごはん3杯、旅館に着いた後もコンビニでパスタとパン・お餅と徹底的に炭水化物を摂取します。

これはカーボローディングと言われる、体内にエネルギーを蓄える食事法で、3時間以上身体を動かし続けるスポーツには有効とされています。

<大会当日>

別府からスタート地点のうみたまごまでは、シャトルバスで20分、10時半に到着。

正午には雨、気温は18度との天気予報。

11時半ごろから持ちタイムのナンバー順にラインナップ、4660番の私は後ろから13列目の最後尾、割り込みやズルができないよう、徹底的にタイム管理されています。

正午ちょうど号砲が鳴ってスタート。しかし、私はカテゴリー4のためスタートラインまでは1分以上かかります。それでも、周りの走力がほぼ同じなので、渋滞はなく、集団が一団となって動いているような感覚です。

沿道の応援はかなり多いものの、コスプレランナーの姿がないせいか「アムロがんばれ！！ピカチュウがんばれ！！」等の楽しい声援ではなく、ゼッケンにも呼び名記入等の遊びは一切見られないので「女性ががんばれ！！ゼッケン〇〇番がんばれ！！」と渋い応援。

確かに100人を超える集団でほとんどがタンクトップ&ランニングパンツ、応援するにも特徴がありません。そんな中4660番ナイスラン！！という声が頭に響く、4660番って自分？？なぜこんな大勢の中でピンポイントに自分を？？という疑問を抱きつつ、進みます。

10km折り返し地点で、タイムは47分8秒、1km4分42秒ペースです。ただこの地点での関門(強制リタイヤ)は52分で5分と余裕がなく、折り返すとすぐに収容車が迫っていました。

20km地点は、スタートのうみたまごに戻ってきてひと際大きな歓声を受け、タイムは1時間33分34秒、1km4分40秒ペースでした。



そこから30kmまでの国道10号線は右下がりの傾斜、車が走りやすいように水はけをよくしてあるそうですが、初めて走る感覚で戸惑います。タイムは2時間20分56秒、1km4分40秒ペースでした。

ここからは頑張りどころの35km、2本の橋を行って戻って4回のアップダウンと、長い直線で1km5分15秒とかなりペースダウンしてしまいましたが、無事『3時間23分8秒』でフィニッシュしました。

約4000名がエントリー、完走者は2761名と結果を見ると厳しいサバイバルレースでした。

猛者たちに囲まれ、収容車に追われ、精神的に過酷な大会でしたが、多くの応援に助けられ、語りつくせないほど実りある大会でした。

後にラン友と話していて分かったことですが、私のゼッケン番号が応援されたのは、別府大分マラソンの参加Tシャツで走っていたからではないかという事でした。実は、この参加Tシャツは背中の文字がピンクで、大会の渋さに比してポップな（チャライ）デザインなのです。勝負服で武装して戦いに挑む、それぞれの思いがこもった大会だったのだと実感しました。

東京オリンピックが近づき、日本記録が出れば1億円！！とも相まって最近ではマラソンを走らない方からでも有名選手の名が出てくるほど、マラソンの注目度の高さを感じています。

こうした中、我らが日本橋支部にも昨年より「アウトドア部」が発足し、私も所属しています。

毎月第三木曜日19時から神田のランニングステーションを拠点として皇居ランニングを楽しみ、日税ビジネスサービス主催の駅伝や、年始ランといったイベントにも参加しました。

税理士会員にかかわりなく皇居ランニングをしてみたいという方も参加いただいているので、ぜひご興味のある方はお声がけ下さい。

実体験で、痩せながらストレス発散ができています。

特集

A-Zセミナーを受講して



A-Zセミナーを受講して

くり はら しん べい
栗原真平

A-Zセミナーは、様々な法律（行政法・財政学・会社法・憲法・民法・租税訴訟・租税法・法制実務など）について、専門の講師陣による講義を低額で受講できるため興味がありました。

ただ、7月上旬～9月上旬の暑い中、毎週土曜

日（お盆期間はお休み）の13時～18時に東京会で行われるセミナー（全8回）を受けるには覚悟が必要でした。原則、すべての講義に出席することが義務付けられており、事前に仕事のスケジュールを調整する必要もありました。

受講してみると土曜日にセミナーを聴きに来るような方々が集まっているので、必ず何かを学んで帰ろうという熱意を持った先生が多かったように思います。受講生以外にもA-Zセミナー実行委員や聴講生（既にA-Zセミナーを受講された方）も含めて毎回80名位の先生方が熱心にセミ

ナーを受講していました。

セミナーは前半2時間が講師の先生による講義、後半3時間は6人ほどの班でグループディスカッションをして発表、質疑応答後に講師講評という流れでした。台風の影響で、憲法のみ前半2時間のみの講義となりましたが、1日5時間のセミナーは内容も濃くとても充実した時間でした。特に刺激になったのが、後半3時間の部分です。自分がどの課題をやるかは後半になるまで分かりません。その場で与えられた課題を1時間程度の限られた時間内に議論し、意見をまとめる必要がありました。みんな物凄い集中力で課題を読み、自分の考えをまとめ、班の中で議論しました。まとまった意見は、みんなで決めた発表者が全員の前で5分の制限時間内に発表します。もちろん意見がまとまらない時もありましたが、その中でも自分たちなりの「意見」を用意して発表していました。前半の講義や今までの経験などを踏まえてみんなで議論をするので自分にはない視点や知識などを学ぶことができました。また、班もセミナー期間中に入れ替えがあるため多くの先生方と交流を持つ機会も得られました。

税理士は納税者を守るために自己研鑽を積む必要があります。また、一人で解決できなくても信頼できる仲間と議論して答えを導き出す必要があります。A-Zセミナーは自己研鑽を積みながら信頼できる仲間を得る貴重な機会だと思います。まだ受講されていない先生もスケジュールを調整して受講してみたいかがでしょうか。



A-Zセミナーを受講して

こもと けい すけ
古本 恵 資

昨年の7月から9月にかけてA-Zセミナーに参加させていただきました。初めて耳にするという方も多いと思いますので、概要をご説明します。行政法、財政学、会社法、憲法、民法といった税理士業務に必要となる周辺分野の科目を、土曜日の午後1時から6時までのみっちり5時間を、全8回行う、というセミナーです。今回で第8回目の開催になるそうですが、自分は今回開催

のものを、申込み期限ギリギリになって初めて知りました。普段なかなか勉強できない分野を勉強する良い機会だと思い、「明日の税理士会を担う人材の育成制度」「カリキュラム終了後、修了レポートを提出していただきます」という文言は見なかった事にして、急ぎ申込みをさせていただきました。

セミナー初日。去年は特に暑い夏だったと記憶していますが、そんな中、スーツにネクタイ完備、参考書籍を多数カバンに積めての会場への移動は、多少しんどいものがありました。汗だくで会場に到着し、後はおとなしく座って聞いていれば終わるかな～と思っていました。が、カリキュラムの前半は座学だが、後半は与えられた課題についてグループで議論した後に発表する、という説明を聞き、そんな甘い考えは吹き飛びました。グループで議論し発表内容をまとめる時間は、1時間程度しかありません。この点については、普段勉強をしていない分野だということもあり、大変苦労いたしました。次にあげるように有意義な経験だったと感じています。1つめは、グループの皆さんとの議論を通じて、課題に対する着眼点や発想が異なり、そういった見方もあるのかと色々気づかせてもらった事です。参加者の皆さんが大変勉強をされており、自分の勉強不足を改めて痛感させられました。2つめは、発表内容をまとめるというゴールに向けて、限られた時間から逆算した上で段取りを組む経験を得られた事です。時間的な制約がある中で成果を出す良い訓練になったと思います。あと、自分は発表が不慣れで苦手なのですが、でしゃばって全8回とも前に出て発表させていただきました。メンバーには、ご迷惑をおかけしたかもしれませんが、良い練習の機会になりました。

まだまだ書き足りませんが、私にとって非常に有意義なセミナーでした。まだA-Zセミナーに参加していないという方々は是非とも参加をご検討ください。末筆となりますが、セミナーを運営していただいた委員会の皆様に深く御礼を申し上げます。

連載

日本橋風土記（日本橋人形町）

第1回

広報部 H・M

日本橋風土記を書くに当たって、日本橋地域の知識及び文才の無い私が担当することをまずもってお許し願います。連載を考えておりますが、評判が今一の場合には即、筆をおきますのでよろしく。

さて、日本橋の地名と言ったら何処を思い浮かべるでしょうか。まあ、人形町と答える方が多いと思いますので、最初のテーマとして日本橋人形町を取り上げてみたいと思います。

日本橋人形町は、日本橋地域のほぼ中央に位置し、オフィス・飲食店や住居が混在する町並みで、街路は狭く、一方通行の道路が多いところですね。飲食店が連なる甘酒横丁という通りが有名で、老舗の店舗が多いことでも知られております。

地名の由来は、江戸時代、堺町と芦屋町が現在の日本橋人形町3丁目の人形町通りの西側にあり、歌舞伎小屋の中村座と市村座があったことや薩摩浄瑠璃（薩摩座）や人形芝居（結城座）も行われていましたので、一般には人形遣いが多く住んでいたことから人形町と名付けられたとされています。

江戸時代初期には、遊郭で有名な吉原（元吉原）が人形町通り東側の辺りにあり、「大門通り」はその名残りでしたが、明暦3年（1657年）1月の大火（一名振り袖火事）により辺り一帯が焼失したのを機に幕府の命で、吉原遊郭は浅草寺裏の日本堤付近に移転しました。また、堺町と芦屋町にあった芝居小屋は、天保12年（1841年）10月の火災によって天保の改革の一環として浅草猿若町（現浅草6丁目）に移転し、その後、飲食店舗のみが残ったものです。

老舗店舗としては、玄治店の濱田家本店、親子井発祥の玉ひで、人形町今半本店、人形焼発祥の店板倉屋、都内一古い甘味処 初音など数えきれないほどありますが、今回は2店舗ほど紹介してみたいと思います。

まず、「濱田家」の名は、花街として知られた現在の人形町周辺にあたる芳町の芸者置屋「濱田家」に始まり、濱田家の芸者「貞奴」は元総理大臣の伊藤博文など元勲からも鼻唄にされた芸妓で、のちに日本初の女優川上貞奴として知られ、NHK大河ドラマ「春の波濤」（1985年放映）で松坂慶子扮する貞奴が中村雅俊扮する川上音二郎との夫婦の絡みは今でも忘れられない（筆者のみの感想でしょうか）ものがあります。置屋としての濱田家は明治の末に店を閉め、1912年、三田五三郎が貞奴から名を譲り受けて料亭「濱田家」が誕生しました。

また、「玉ひで」は江戸時代中期の宝暦10年（1760年）に御鷹匠（おたかじょう）の家に生まれた山田鐵右衛門が、徳川将軍家に出仕するかたわら、妻のたまと共に御鷹匠仕事の店「玉鐵（たまてつ）」を開店創業したのが始まりで、老



舗鶏料理店として、多くの老舗店舗が軒を並べる人形町界限でも、昼時の行列はひときわ目を引くものがあります。小説家・谷崎潤一郎の生誕地がすぐ横にありますが、彼の随筆「ふるさと」の中で、戦後復興期における玉ひでの様子を『(中略)・・・鳥屋の玉ひでがそこの2階で営業していると聞いていたが、今はその角を西へ曲がって、大体昔の位置に近い所に引っ越している。今もある玉ひでは、私の家から東へ1、2軒目の所にあつて、おいしいかしわ屋だったので食べに行つたことはないが始終取り寄せて食べた。』と書き留めています。

さらに、嵐寛寿郎、若山富三郎、松方弘樹など

が主演した映画・テレビドラマ作品の「人形佐七捕物帳」は、横溝正史作の時代小説ですが、実在する人物ではなく創作物として、人形佐七の通り名で、美男子ぶりに加え、気風がよく度胸もあり、頭脳明晰で多数の事件を解決することから、5大捕物帳の一つとされています。税の難問解決に、頭を悩ませている筆者にとって、人形佐七にあやかりたいと思うのは甘いのでしょうか。

なお、現在の日本橋人形町1丁目から3丁目は、日本橋人形町(旧)、日本橋芳町、日本橋蛸殻町(旧一部)、日本橋小網町(一部)、日本橋浪花町(一部)の5町が一つになって成立しています。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成30年12月14日(金)

I 審議事項

1. 八団体合同賀詞交歓会の件 (平成31年1月28日(月))
2. 平成30年分確定申告期の無料相談等の件
3. 平成30年所得税確定申告反省会兼慰労会開催の件
4. 次年度第一ブロック支部連絡協議会の件

II 報告事項

1. 中間監査(11/19)の件
2. 税務功労者感謝状贈呈式(11/20)の件
3. 国税局と署長、支部長の連絡協議会(11/26)の件
4. 登録調査(12/7)の件
5. 署との定例連絡会(12/13)の件
6. 団体補償保険加入の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

◎支部幹事会報告

平成31年1月22日(火)

I 審議事項

1. 2019年度賀詞交歓会会場、日時の件(2020年1月)
2. 常会の開催について

II 報告事項

1. 賀詞交歓会の件(東京税理士会(1/9)、京橋支部(1/11)、桜友会(1/18))
 2. 登録調査(1/11)の件
 3. 新年賀詞交歓会(1/16)の件
 4. 納税者支援センター相談員の推薦の件
 5. 平成30年度東京税理士会・東京税理士政治連盟「合同セミナー」開催の件
- #### III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

◎支部幹事会報告

平成31年2月20日(水)

I 審議事項

1. 顧問相談役会(4/25)の件
2. 各種支部規定の一部改正等の件

II 報告事項

1. 確定申告無料相談の件
2. 日本橋税務懇話会(1/24)の件
3. 日本橋税務協議会(1/24)の件
4. 八団体合同賀詞交歓会(1/28)の件
5. 東京税理士会・東京税政連合同セミナー(2/8)の件
6. 登録調査(2/8)の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

◎支部幹事会報告

平成31年3月25日(月)

I 審議事項

1. 事務局員再雇用の件

2. 日本税理士企業年金加入の件

II 報告事項

1. 税理士記念日無料相談（2/22）の件
2. 確定申告無料相談（2/27～3/1）の件
3. 登録調査（3/18）の件
4. 各種無料相談担当者の慰労会（3/18）の件

 III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上
 （総務部長 結城昌史）

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成30年12月5日（水）14：00～17：00
 テーマ：「資産承継（譲渡）を巡る概況・個別問題等」

講 師：税理士 塩野入 文雄 氏

会 場：綿商会館6階

日 時：平成31年1月16日（水）15：30～17：00
 テーマ：「モーリー流 世界の動きとこれからの日本」

講 師：国際ジャーナリスト モーリー・ロバートソン 氏

会 場：ロイヤルパークホテル 2F東雲の間

日 時：平成31年1月24日（木）18：00～20：00
 テーマ：「消費税の軽減税率制度のあらまし～適格請求書等保存方式を含む～」

講 師：税理士 中島 孝一 氏

会 場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日 時：平成31年2月4日（月）13：30～16：00
 テーマ：「平成30年分確定申告にあたっての留意事項」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：日本橋公会堂ホール

日 時：平成31年2月13日（水）18：00～20：00
 テーマ：「書面添付制度の活用の仕方」

講 師：税理士 宮下 仁志 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成31年3月20日（水）14：00～17：00
 テーマ：「収益認識会計基準～法令通達の改正による実務への影響は～」

講 師：税理士 竹田 修 氏

会 場：綿商会館6階

日 時：平成31年3月26日（火）10：00～12：00

テーマ：マラソンDVD研修会（第一日①）

「税理士のためのITリスク対応～税理士事務所に求められるITリスク対策と効率的運用～」

講 師：税理士 山本 真美子 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成31年3月26日（火）12：30～15：00

テーマ：マラソンDVD研修会（第一日②）

「民事信託『受託者の実務と受託者課税』－法人課税信託の諸課題－」

講 師：税理士 坂部 達夫 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成31年3月26日（火）15：30～17：30

テーマ：マラソンDVD研修会（第一日③）

「資産税～長寿化の時代、最高裁判決と民法相続編の改正を受け、今までの発想とは全く異なってしまった資産税を語ります～」

講 師：税理士 関根 稔 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成31年3月26日（火）18：00～20：30

テーマ：マラソンDVD研修会（第一日④）

「中小企業向け特例税制の総合解説～中小企業経営強化税制、所得拡大促進税制、固定資産税の減免 他～」

講 師：税理士・公認会計士 太田 達也 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成31年3月28日（木）10：00～12：00

テーマ：マラソンDVD研修会（第二日①）

「消費税の軽減税率と日本型インボイス制度（前半）」

講 師：税理士 熊王 征秀 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成31年3月28日（木）12：30～15：00

テーマ：マラソンDVD研修会（第二日②）

「消費税の軽減税率と日本型インボイス制度（後半）」

講 師：税理士 熊王 征秀 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成31年3月28日（木）15：30～17：30

テーマ：マラソンDVD研修会（第二日③）

「遺産分割の法務と税務～代償分割と換価分割を踏まえて～」

講師：税理士 田中 宏志 氏
 会場：日本橋支部会議室
 日時：平成31年3月28日(木)18:00~20:00
 テーマ：マラソンDVD研修会(第二日④)
 「小規模宅地等の特例について~平成30年度改正項目を中心にして~」

講師：税理士 松岡 章夫 氏
 会場：日本橋支部会議室
 日時：平成31年4月8日(月)14:30~17:00
 テーマ：「税理士業務に生かす裁決事例の着眼点と実務論点」

講師：税理士 苅米 裕 氏
 会場：T-CATホール
 日時：平成31年4月23日(火)18:00~20:30
 テーマ：「所得拡大促進税制の実務と平成30年度改正の確認」

講師：税理士 西野 道之助 氏
 会場：日本橋支部会議室
 ※ DVD研修
 日時：平成31年5月16日(木)18:00~20:30
 テーマ：「減価償却資産の取得時における留意点」

講師：税理士 山下 雄次 氏
 会場：日本橋支部会議室
 ※ DVD研修
 日時：平成31年6月5日(水)18:00~20:00
 テーマ：「未定」

講師：税理士 小林 幸夫 氏
 会場：日本橋支部会議室
 《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日時：平成30年12月13日(木)17:30~19:30
 会場：日本橋支部会議室

日時：平成31年1月11日(金)17:30~19:30
 会場：日本橋支部会議室

日時：平成31年2月8日(金)17:30~19:30
 会場：日本橋支部会議室

日時：平成31年3月22日(金)17:30~19:30
 会場：日本橋支部会議室

日時：平成31年4月12日(金)17:30~19:30
 会場：日本橋支部会議室

日時：平成31年5月9日(木)17:30~19:30
 会場：日本橋支部会議室

日時：平成31年6月14日(金)17:30~19:30
 会場：日本橋支部会議室

日時：平成31年7月10日(水)17:30~19:30

会場：日本橋支部会議室
 日時：平成31年8月9日(金)17:30~19:30

会場：日本橋支部会議室
 日時：平成31年9月13日(金)17:30~19:30

会場：日本橋支部会議室
 (研修部長 引地栄二)

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成30年12月から平成31年3月までの野球部の活動に関してご報告致します。

昨年秋の大会にて二度目の春秋三連覇を達成しました。念願の春秋四連覇に向けて、これまで以上にメンバー全員が気を引き締め、ふつふつと闘志を燃やしております。

3月までの活動状況は以下の通りです。

12月25日 月島グラウンドにて練習
 1月10日 浜町グラウンドにて練習
 1月16日 あやめ第二公園にて練習
 1月21日 新年会(昨年の最高出塁率王である阿部選手の主催)
 1月23日 あやめ第二公園にて練習
 1月30日 あやめ第二公園にて練習
 2月13日 あやめ第二公園にて練習
 2月20日 あやめ第二公園にて練習
 2月27日 あやめ第二公園にて練習
 3月20日 あやめ第二公園にて練習
 3月22日 郷土の森第一公園野球場にて練習
 3月28日 浜町グラウンドにて練習

また、現状で決まっている今後の予定として、第127回支部対抗野球大会のスケジュールをお知らせ致します。

*トーナメント戦です。

4月3日 郷土の森第一公園野球場 VS 渋谷支部

4月3日 郷土の森第一公園野球場 VS (麴町支部)

4月11日 郷土の森第一公園野球場 VS (3回戦)

4月11日 郷土の森第一公園野球場 VS (4回戦)

4月18日 郷土の森第一公園野球場 VS (準決勝)

4月18日 郷土の森第一公園野球場 VS (決勝)

以上の通り、第127回支部対抗野球大会の初戦は渋谷支部との対戦が決まりました。

今大会から、神宮軟式野球場から郷土の森公園野球場に移ります。平成最後となる記念すべきこ

の大会もいい結果を残せるよう精一杯頑張りたいと思います。

今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

(野球部 青柳 聡)

〈囲碁部〉

1月26日(土)に京橋支部会議室で京橋支部との親善大会を開催しました。日程を変更したこともあり6名の参加とやや寂しい大会となりましたが、3回戦を戦い結果は7勝11敗で日本橋支部の敗戦となりました。

日本橋支部が勝利することが多いのですが今回は残念な結果になりました。

当日の参加者の平均段数は、日本橋支部3.6段、京橋支部3.1段でした。

3月27日(水)に支部会議室において春季大会を開催し、7名の参加で次の通りの結果となりました。

優 勝	浅井 光政	七段	4勝0敗
準優勝	鈴木 久衛	四段	3勝1敗
第1位	竹田 修	二段	2勝2敗

4月11日(木)には白江8段によるプロ指導を予定しています。

他の月では、定例の月例会を開催しております。

(囲碁部 花山三郎)

〈歌舞音曲部〉

通称カラオケ部は毎月原則として第2火曜日の18時よりカテリーナで例会を開催しております。

場所は甘酒横丁通りで人形町から明治座に向かって歩き左側に日清紡ビルの手前の道を左に曲がり15メートル歩くと駐車場があり、右側を見るとカテリーナの看板があります。1階がラーメン家の2階です、共に楽しく唄いましょう。

場 所 カテリーナ 人形町2-29-3

電 話 03-3639-5678

月例会費 2,000円

日本全国のおいしいお酒とまい泉のカツサンドとおつまみ等を囲みながら楽しい2時間を過ごしておりますので、ぜひ先生のご参加お待ちしております。

2019年の第34回発表会は10月19日(土)を予定しております。会場は例年パセラリゾーツグレースバリ上野公園です。

どうか日本橋支部の先生、共に明るく、楽しくストレスを一緒に発散しましょう。

ご入会お待ちしております。

月例会の参加者

平成31年1月22日(火) 6人

2月12日(火) 9人

3月19日(火) 8人

月例会の予定

2019年4月9日、5月14日、6月11日、7月9日、各火曜日の予定です。

ご入会手続きや、わからないこと、例会出席等は支部事務局にご連絡をお願い致します。

(カラオケ部長 若狭茂雄)

〈テニス部〉

2018年12月から2019年4月までのテニス部の活動報告をいたします。

12月より定期練習を再開し、新入部員も入部いたしました。5月の春季大会に向けて、気合を入れて練習していきます。

12月21日 練習：高輪テニスセンター 6名参加
(新入部員1名入部)

練習後、忘年会&今後の活動についてミーティング

1月18日 練習：高輪テニスセンター 6名参加

2月6日 練習：高輪テニスセンター 6名参加
(新入部員1名入部)

4月9日 練習：高輪テニスセンター 11名参加
(新入部員1名入部)

テニス部では随時新入部員を募集しています。初心者大歓迎で、専属コーチが楽しく指導してくれます。テニスは老若男女問わず、生涯楽しめるスポーツです。練習はインドアコートで快適、入部希望者はぜひ、事務局までお問い合わせください。

(テニス部長 塩谷 満)

〈アウトドア同好会〉

昨年11月以降のアウトドア部の活動を報告いたします。現在、アウトドア部は毎月1回皇居ランニング練習会を行っております。毎回、神田のランニング用更衣施設または銭湯の稲荷湯で荷物を預けて着替えてから、耐震工事のため京橋税務署と神田税務署が入居している合同庁舎や気象庁がある竹橋付近からスタートします。皇居は1周約5kmのため各人自分のペースで1~2周して

います。

12月20日（木）は5名の参加。良い汗を掻いた後は、忘年会を兼ねて飲み会を行いました。

1月12日（土）は千葉県市原市の高滝湖ハーフマラソン大会に参加しました。当初は6名で参加予定でしたが、滝口さんがケガで出走を取りやめて5名での参加となりました。出走しないにもかかわらず、滝口さんはみんなの応援のために現地に同行してくださり、モチベーションが上がりました。当日は曇りの予報にも関わらず、気温4℃でスタート前から雨が降り低体温に苦しむランナーもいましたが、アウトドア部は全員無事に完走しました。

1月17日（木）は3名の参加。さすがにマラソン大会の疲れが残っていたのか、参加人数は少なめでした。

2月21日（木）は7名の参加。3月3日（日）に迫った「東京マラソン」の影響か、皇居を走る人がかなり多く、走りづらい練習会でした。しかしながら、それぞれの走行タイムの短縮や周回数増加など、部員の皆さんがレベルアップしているのが実感できるようになりました。

3月20日（水）は5名の参加。花粉症に苦しみながらも練習をして、その後ビールを堪能しました。

アウトドア部では部員を募集しております。ランニングの練習会は、毎月第3木曜日に行っております。みんなで楽しく走って、美味しいビールを飲みましょう！

また、ランニング以外にもハイキングやトレッキングなども企画予定です。その他には、豊島支部の登山やハイキングなどを行う同好会「豊島山想クラブ」とのコラボも考えておりますので、興味がある方は、ぜひご参加ください。

今後の予定

- ・ 4月14日（日）かすみがうらマラソン大会に三ヶ尻、増田の2名が参加（結果は8月号で報告します。）
- ・ 毎月1回の皇居でのランニング練習会
- ・ ハイキング、トレッキングなどの企画

（アウトドア部 増田和弘）

（厚生部長 櫻井和儀）

〔組織部〕

「文書及び会計帳簿等の保存に関する取扱細

則」について、現存する書類等の実状に即した文言に修正するため、及び改廃の手続きを明確にするため、所要の改正を行うこととしました。

上記改正に併せて、「支部経理規定」、「日本橋支部業務執行細則」、「事務局庶務規程」、「事務局職員就業規程」の一部改正を行うため、平成30年12月20日本会に意見を聴取し、平成31年2月1日に「改正案の通りで差し支えない」旨の回答を受け、平成31年2月20日の幹事会において承認され、同日施行されました。

また、本会より「改正個人情報保護法に関する支部の対応について」文書を受け、本会の（案）を参考に、平成31年1月10日、「日本橋支部個人情報の取扱いに関する細則」の制定、及び「日本橋支部特定個人情報の取扱いに関する細則」の一部改正について本会に意見を聴取し、平成31年2月1日に「制定及び改正案の通りで差し支えない」旨の回答を受け、平成31年2月20日の幹事会において承認されました。平成31年4月1日から施行されます。

なお、これらの改正後の規程等はホームページにアップされております。

（組織部長 竹田 修）

〔綱紀監察部〕

「平成30年度綱紀監察合同会議」が次のとおり開催されました。

日 時 平成30年12月11日（火）午後2時～午後4時30分

場 所 東京税理士会館2階大会議室

出席者 会長以下本会役員、全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長
東京国税局より税理士監理官ほか8名、48税務署総務課長補佐
支部より佐藤、鳴海

議 題 1 綱紀部からの報告
2 業務侵害監察部からの報告
3 東京国税局の方針
4 東京国税局からの報告
5 支部からの提言に対する本会からの回答

（綱紀監察部長 佐藤宗石）

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務無料相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成31年実施日	会場	担当税理士
1月9日(水)	法人会事務局	久野 二実
1月23日(水)	〃	岩川由美子
2月6日(水)	〃	遠藤 範子
2月20日(水)	〃	岩本 忠司
3月6日(水)	〃	塚本 浩二

○日本橋法人会主催軽減税率研修会

日	会場	講師 (税理士)
3月8日(金)	日本橋倶楽部	小林 幸夫

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成31年実施日	会場	担当税理士
1月11日(金)	丸の内二重橋ビル	岩川由美子
2月1日(金)	〃	山崎 健
2月22日(金)	〃	川口 真理
3月15日(金)	〃	佐藤 嘉光

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成31年実施日	会場	担当税理士
2月5日(火)	中央区京橋プラザ	河野 拓
2月12日(火)	〃	佐野 典子
2月19日(火)	〃	津村 玲
2月26日(火)	〃	栗原 真平
3月12日(火)	〃	遠藤 範子

《確定申告無料相談》

○日本橋税務署からの依頼分

平成31年実施日	会場	担当税理士
2月1日(金)	日本橋公会堂	湯本 康弘
	〃	安藤 孝夫
	〃	渡邊美弥子
	〃	若狭 茂雄
	〃	鈴木 久衛
	〃	中村 佳子
	〃	吉田 元明
2月4日(月)	日本橋公会堂	津村 玲

〃	赤坂 光則
〃	吉田 義克
〃	木下 純一
〃	平川 彰
〃	秋庭 守
2月7日(木)	日本橋公会堂
〃	余西 吉巳
〃	佐藤 嘉光
〃	高山 秀三
〃	小用 丈晴
〃	岩川由美子
〃	山口 佳彦
2月8日(金)	日本橋公会堂
〃	山崎 健
〃	緑川 光
〃	前澤左斗子
〃	土田 美子
〃	追中 徳久
〃	小澤 悦子
2月12日(火)	日本橋公会堂
〃	山崎 健
〃	渡部 二郎
〃	久野 二実
〃	平川 彰
〃	岸田 康雄
〃	板橋 則雄
2月13日(水)	日本橋公会堂
〃	増田 和弘
〃	大曾根成行
〃	小野 好信
〃	鈴木 久衛
〃	岩川由美子
〃	山口 佳彦
2月14日(木)	日本橋公会堂
〃	小用 丈晴
〃	皆平 弘一
〃	増井 裕久
〃	高田 公子
〃	市川 多余
〃	岩田 浩一
2月15日(金)	日本橋公会堂
〃	栗原 真平
〃	久野 二実
〃	吉田 義克
〃	土田 美子
〃	前澤左斗子
〃	渡邊こすぎ

《申告書代理送信》

○日本橋青色申告会からの依頼分

平成31年実施日	会場	担当税理士
----------	----	-------

2月7日(木)	日本橋青色申告会事務局	川口 真理
14日(木)	〃	〃
21日(木)	〃	〃
28日(木)	〃	〃
3月7日(木)	〃	〃
14日(火)	〃	〃

《税理士記念日税の無料相談》

平成31年実施日	会 場	担当税理士
2月22日(金)	三越前駅地下通路	佐藤 嘉光
〃	〃	山崎 健
〃	〃	佐野 典子
〃	〃	前澤左斗子
〃	〃	栗原 真平
〃	〃	鈴木 久衛
〃	〃	湯本 康弘
〃	〃	岩川由美子
〃	〃	木下 純一
〃	〃	増田 和弘

以上の先生方にご協力いただき70件の相談がよせられました。

《支部確定申告無料税務相談》

平成31年実施日	会 場	担当税理士
2月27日(水)	支部事務局会議室	栗原 真平
〃	〃	渡邊こすぎ
2月28日(木)	支部事務局会議室	高山 秀三
〃	〃	久野 二実
3月1日(金)	支部事務局会議室	中村 佳子
〃	〃	吉田 義克

《支部無料税務相談》

平成31年実施日	会 場	担当税理士
1月9日(水)	支部事務局会議室	余西 吉巳
2月13日(水)	〃	秋庭 守
3月6日(水)	〃	増井 裕久
3月13日(水)	〃	前澤左斗子

(税務支援対策部長 土田一夫)

〔情報システム委員会〕

平成31年1月15日(火) 第2回情シス研修実施
23名参加

「データ保存とバックアップ」

「e-Tax メッセージボックスセキュリティ強化」について

平成31年3月22日(金)

「第2回本会情報システム部と支部情報システ

ム委員会との連絡協議会」 出席

次年度の支部巡回研修及びe-Tax (WEB版)とマイナポータルとの連携等最新状況について情報システム委員会では、支部ホームページの充実に努めてまいります。

広報「にほんばし」、毎月の支部配布物は、支部ホームページよりバックナンバーが取得できますので、ぜひご利用下さい。

(情報システム委員長 濱川久子)

〔租税教育推進委員会〕

2月5日に中央区立有馬小学校において6年生3クラスを対象に租税教室を行いました。

2月18日には中央区立日本橋小学校において6年生を対象に租税教室を行いました。

日本橋小学校の6年生は2クラスありますが今回は合同授業となりました。

両校とも日税連の2018年版小学生用参加型テキストをベースにメイン講師と補助講師のペアで授業を行いました。

授業のテーマは税の意義・役割、税から考える社会の仕組みとし税金を集めるゲームを交えながら進行を行いました。児童一人当たりの教育費の額や税の種類についての税金クイズでは、じゃんけんゲームを取り入れ児童が積極的に参加してもらおうよう工夫を施しました。

税金を集めるゲームではクラスを3班に分けてそれぞれが2,500万円・500万円・7,000万円の所持金があり、その所持金の中からクラス全体で3,000万円をどのように集めたらいいかディスカッション形式で検討してもらいました。その結果を班長に発表してもらい聞くだけでなく児童自身が考える授業にしています。

授業時間が45分となっており時間的な制約があり検討時間が十分ではない中でも児童はしっかりと意見をまとめていました。



租税教室の講師として教壇に立つためには、東京会が実施している租税教育講師養成研修を受講して租税教育講師名簿に登録をしていただく必要があります。税理士がこれからの日本を担う若者に対して租税教育を行うことは税に対する正しい判断力と健全な納税者意識を育むのに大きな意義があります。

まずは会員の皆様に租税教育講師養成研修を受講していただければと思います。

今後の研修会の予定をご案内いたしますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

租税教育講師養成研修会日程

① 新規登録希望者用（新規登録希望者並びに昨年度更新研修又は更新研修を受講していない会員用）

場 所：東京税理士会館

回数	開催日	開催時間
第1回	4月19日(金)	午前10時～午後0時30分
第2回	6月13日(木)	午前10時～午後0時30分
第3回	9月5日(木)	午前10時～午後0時30分



第4回 11月15日(金) 午前10時～午後0時30分

② 既登録者用（昨年度登録研修又は更新研修を受講され、本年度名簿に登録されている会員用）

場 所：東京税理士会館

回数	開催日	開催時間
第1回	4月19日(金)	午後2時～午後5時
第2回	5月17日(金)	午前10時～午後1時
第3回	6月13日(木)	午後2時～午後5時
第4回	9月5日(木)	午後2時～午後5時
第5回	11月18日(月)	午後2時～午後5時
第6回	12月13日(金)	午後2時～午後5時

(租税教育推進委員長 小原 正寛)

支部会員異動のお知らせ

2018年12月1日～
2019年3月31日

〈入会〉

2018年

12月18日 オウ ヤマ ヒロ キ 奥山洋紀 〒103-0027
日本橋2-1-3
アーバンネット日本橋
二丁目ビル3階
税理士法人高野総合会計事務所
電話 4574-6688

12月26日 シバ マサ ヒロ 柴正博 〒103-0013
日本橋人形町3-7-10
日本橋DOLL-3 5F
税理士法人YS東京中央会計
電話 6661-0047

2019年

1月24日 ナカ ガワ ケン タ 中川兼太 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-8-5-902号
電話 090-2356-6423

1月24日 タ ナカ ケン ジ 田中研次 〒103-0025
日本橋茅場町2-4-8
井門茅場町ビル6F

1月24日 コバヤシケンイチロウ 小林賢一郎 〒103-0022
日本橋室町1-9-10
三忠堂ビル8階
電話 090-3802-0805

1月24日 ウエ ノ アキラ 上野晃 〒103-0027
日本橋2-3-21
八重洲セントラルビル7階
弁護士法人日本橋さくら法律事務所内
電話 6821-5474

1月24日 マツ キ タカ ノブ 松崎貴信 〒103-0022
日本橋室町1-8-2
末広ビル5F
渡邊稔税理士事務所
電話 3279-2820

1月24日 スエ ヨシ カズ ヒ 末吉一陽 〒103-0013
日本橋人形町1-3-6
AIC共同ビル人形町4F
三浦敏幸税理士事務所
電話 6661-6713

1月24日	田中浩登	〒103-0028 八重洲1-5-9 税理士法人心 東京駅税理士事務所 電話 5201-2403	12月21日	目黒支部より 天下宏樹	電話 070-3518-3327 同 上
1月24日	岩崎友哉	同 上	12月21日	京橋支部より 安東容杜	同 上
1月24日	岡本新	〒103-0025 日本橋茅場町2-3-6 宗和税理士法人 電話 3669-8085	12月27日	新宿支部より 鈴木春彦	〒103-0027 日本橋1-18-14 第三正明ビル1階 さくら東京税理士法人 電話 6262-1333
1月24日	金子崇行	〒103-0013 日本橋人形町3-5-9 山喜人形町ビル2階 電話 5640-8889	2019年		
1月24日	塚田久美子	〒103-0026 日本橋兜町13-2 兜町偕成ビル本館5階 税理士法人ジャスティス会計事務所 電話 3639-2027	1月8日	麹町支部より 岸田美乃	〒103-0012 日本橋堀留町1-2-15 第3朝日ビル7階 税理士法人ASHA 電話 3527-2120
1月24日	中島由紀子	〒103-0014 日本橋蛸殻町 1-31-3-903号	1月11日	北沢支部より 早瀬日奈子	〒103-0022 日本橋室町3-4-7 ビューリック日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6869-5040
2月21日	松浦政文	〒103-0027 日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋 二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所 電話 4574-6688	1月11日	芝支部より 佐藤政雄	〒103-0026 日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階 カーネリアン税理士法人 電話 5623-2910
3月26日	石黒明子	〒103-0021 日本橋本石町3-2-7 常盤ビル10階 丹羽正裕税理士事務所 電話 3548-1161	1月24日	渋谷支部より 松浦健司	〒103-0027 日本橋3-5-12 DECO TOKYO 4階A室
3月26日	門脇頼介	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目 ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	2月4日	麻布支部より 山形厚夫	〒103-0013 日本橋人形町3-2-12 松屋ビル4階 電話 090-3475-5006
〈転入〉					
12月21日	世田谷支部より 徳永和喜	〒103-0013 日本橋人形町1-5-5 -301芳町ビル 税理士法人better	3月4日	練馬西支部より 酒井雄介	〒103-0012 日本橋堀留町 2-2-4-1301

〈法人入会〉

12月12日 税理士法人better
〒103-0013
日本橋人形町1-5-5
-301芳町ビル
電話 070-3518-3327

2019年

1月9日 税理士法人あすか 日本橋第2オフィス
〒103-0007
日本橋浜町2-21-2
-3階
電話 6667-0608

〈事務所住所変更〉

小林 拓未
〒103-0023
日本橋本町4-8-16
KDX新日本橋駅前ビル7F
電話3517-5884

荒井 孝
福家 弘行
畑山 俊久
同 上
同 上
〒103-0001
日本橋小伝馬町10-8
第一林ビル

三瓶 正之
〒103-0013
日本橋人形町1-2-12

結城 昌史
丸山 直哉
同 上
〒103-0028
八重洲1-7-20
税理士法人東京総合会計
電話 5299-6181

伊藤 正則
〒103-0007
日本橋浜町2-21-2
3階
税理士法人あすか
日本橋第2オフィス
電話 6667-0608

須賀 直和
〒103-0026
日本橋兜町18-5
日本橋兜町ビル2F

山口 義重
〒103-0004
東日本橋1-2-10
オー・アイ・東日本橋ビル4階

根本 裕子
〒103-0013
日本橋人形町1-10-3
-501

電話 050-3488-8735
中山 昌則
〒103-0025

日本橋大伝馬町2-11
イワサキ第二ビル5F

三田 裕也
〒103-0025

日本橋茅場町1-13-13
七宝ビル7階

電話 090-8328-4984

渡邊 正樹
〒103-0016

日本橋小網町8-2

BIZMARKS日本橋茅場町

小山 信
〒103-0027

日本橋3-4-15

八重洲通ビルディング4階

電話 6870-3564

守田 啓一
〒103-0023

日本橋本町3-8-5

日本橋本町三丁目ビル9階

NHB税理士法人

福田 浩彦
新谷 敏子
石原 雄大
同 上

同 上

同 上

〒103-0001

日本橋小伝馬町16-5

新日本橋長岡ビル5-C

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人石川小林

〒103-0023

日本橋本町4-8-16

KDX新日本橋駅前ビル7F

税理士法人ASSETS

〒103-0013

日本橋人形町1-2-12

税理士法人わかば経営会計 東京事務所

〒103-0011

日本橋大伝馬町2-11

イワサキ第二ビル5F

第一会計税理士法人 東京事務所

〒103-0027

日本橋3-4-15

八重洲通ビルディング4階

電話 3870-3564

NHB税理士法人

〒103-0023

日本橋本町3-8-5

日本橋本町三丁目ビル 9階

〈転出〉

イワ サキ ユ ミ 岩 崎 裕 美 麴町支部へ
 シノ ハラ ア ユ コ 篠原 亜由子 麴町支部へ
 タ ジマ コウ イチ 田 島 宏 一 渋谷支部へ
 ナカ ヤマ ツトム 中 山 勉 麻布支部へ
 タカ ヤマ サト ミ 高 山 智 巳 豊島支部へ
 マツ モリ ヤス コ 松 森 泰 子 荻窪支部へ
 フジ タ マサル 藤 田 賢 渋谷支部へ
 ムロ イ ジュン 室 井 淳 江東西支部へ
 ク ボ クラミツ エ 久保倉光恵 上野支部へ
 ミヤ キ サダ ト 宮 木 貞 人 芝支部へ

〈退会〉

ウ ダ ガフヨウ ジ 宇田川洋二 千葉県会へ
 ハラ シンゲ ミチ 原 重 道 業務廃止
 ク ドウ キョ ハル 工 藤 清 春 業務廃止

イシ ハラ ナオ アキ 石 原 直 明 東京地方会へ
 サイ グサ サトル 三 枝 智 東京地方会へ

〈法人会員退会〉

税理士法人石川小林 石川事務所
 廃止
 税理士法人渡辺事務所 東京支店
 廃止

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。
 カフ キタ ヒロシ 川 北 博 大正14年8月1日生まれ 93歳
 平成30年12月9日 死亡
 フカ サワ ヒロシ 深 澤 博 昭和14年10月1日生まれ 79歳
 平成31年3月26日 死亡

表紙の写真について

表紙の写真は、「西新井大師（總持寺）」の大本堂です。西新井大師は真言宗豊山派の寺院で、826年（天長3年）に、空海（弘法大師）が関東巡錫の折に悪疫の流行に悩む人たちを救うため、十一面観音像を彫って本尊とし、自身の像を枯れ井戸に安置して護摩祈願を行ったことが、寺院の創建と言われています。また、その井戸がお堂の西側にあったことから「西新井」の地名ができたと伝えられています。

西新井大師は、同じく弘法大師を祀る寺院である「川崎大師（平間寺）」と「観福寺大師堂」と合わせて、「関東厄除け三大師」と言われています。ちなみに「関東の三大師」という場合は、良源（元三大師）を祀る寺院（天台宗）のうち、「佐野厄除け大師」「青柳大師」「川越大師」を指すようです。（その他の寺院を含める説もあります。）

西新井大師は、寺宝としていくつかの作品を所蔵しています。特に「蔵王権現像」は国宝に指定されており、東京国立博物館に寄託されています。その他にも「弘法大師像」「天台大師像」「尊勝曼荼羅図」「藤原忠通筆 綾地切詩序」など6点の重要文化財、「高野大師行状絵巻（第二）」「円山応挙 紅葉に孔雀図」「弘法大師修法図」など5点の重要美術品があります。これらの中で「弘法大師修法図」は葛飾北斎の作品で、年に一度10月の第一土曜日の10時～16時だけ本堂で公開されます。

境内には、2月は梅、3月は桜、4月は牡丹と藤、5～6月は芍薬と菖蒲、6～7月は紫陽花と水連、11月は紅葉と四季の花々が豊富です。

名物は「草だんご」です。山門の目の前向かって左にある「清水屋」と右にある「中田屋」が競って販売しています。

「関東の高野山」とも言われている西新井大師、一度訪れてみてはいかがでしょうか。

編集後記

令和元年、最初の日本橋税理士会の会報「にほんばし」をお届けします。

毎年この時期は、我々税理士の繁忙期、所得税の確定申告にあたり、原稿をご依頼した会員各位には、頭が下がります。ありがとうございました。今後も原稿等のご依頼にご協力お願い

します。

平成の世も終わり、新しい時代が始まろうという時に、日本橋支部 野球部は、平成最後の優勝を、大会4連覇を飾って締めくくりました。

令和、最初の優勝も期待したいところです。

引き続き日本橋支部広報を宜しくお願いします。

(J.K.)

改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた

改元後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書（納付書）」（以下「納付書」といいます。）を引き続き使用することができますが、記載にあたっては、次の点にご留意ください。

【「平成」が印字された納付書の記載にあたってのお願い】

- 現在お持ちの納付書に印字されている「平成」の二重線による抹消や「新元号」の追加記載などにより補正をしていただく必要はありません。
- 平成31年（2019年）4月1日から新元号2年（2020年）3月末日の間に納付する場合、納付書左上「年度欄」は「31」と記載してください。

【設例】納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で平成31年（2019年）1月から新元号元年（2019年）6月までに支払った俸給・給与等について新元号元年（2019年）7月10日に納付する場合

【納期等の区分】

【年度欄】

【設例】新元号2年（2020年）2月20日に支払った俸給・給与等について新元号2年（2020年）3月10日に納付する場合

【納期等の区分】

【年度欄】

※ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）以外の納付書についても、上記設例を参考に記載してください。

なお、上記設例は、原則的な記載方法を示したものであり、「年度欄」、「支払年月日欄」及び「納期等の区分欄」に記載いただく「年」については、新元号表記「01」を平成表記「31」と記載してご提出いただいても、有効なものとして取り扱うこととしています。

また、新元号が印字された納付書は、税務署で10月以降に順次お配りできる予定です。

小規模企業の経営者の皆さまへ

退職後のゆとりある生活のために

小規模企業共済制度

先行き不透明なこの時代。
退職後の生活資金は
万全ですか？

未来のために
小さな一歩

経営者の皆さま。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします。

小規模企業共済制度に加入し、毎月掛金を納付すれば、退職時に共済金が支払われ、現役引退後も安心した生活設計が立てられます。

- ①常時使用する従業員の数が、20名以下
(商業、サービス業は5名以下)の個人事業主、共同経営者、及び会社等役員の方が対象です。
- ②掛金月額が1,000円～70,000円の範囲内
(500円単位)で自由に選べます。
- ③毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得400万円の方なら約11万円の節税になります。
- ④いざという時に掛金合計額の一定の範囲内で事業資金等の貸付けが受けられます。

取扱手数料

新規加入及び増額を取りまとめている
いただいた組合員及び準会員にお支払い
します。

請求書は東京税理士協同組合のホーム
ページからダウンロードできます。

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構** (中小機構) 共済相談室

TEL.050-5541-7171

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合

TEL.03-5363-2011

そうだ、「日税」に聞こう！

事業承継・M&A

先生と一緒に関与先の
問題解決に当たります！

様々な集金業務

税理士事務所の顧問料、
関与先の集金、支部会費等

不動産の相談

売買・相続対策・
有効活用等

最新知識の習得 職員教育

各種研修

保険の有効活用

事業保障・
役員退職金準備等

関与先のお困りごと

事務所の運営

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、私たち日税グループは1972年の創業以来、各種商品やサービスを
ワンストップでご提供してまいりました。

どんなに時代が変わっても、私たちの想いは変わることはありません。

これまででも、そしてこれからも、税理士先生とその関与先様のために――。



日税グループ

日税ビジネスサービス
TEL.0120-155-551

日税不動産情報センター
TEL.03-3346-2220

共栄会保険代行
TEL.0120-922-752

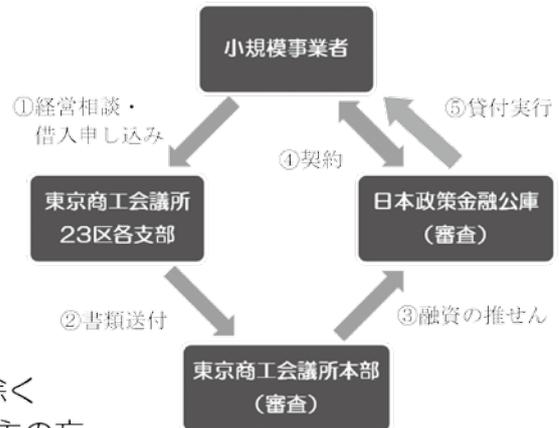
日税サービス
TEL.0120-312-112



[小規模事業者向け] 無担保、無保証人、低利の公的融資制度

国の融資制度（マル経融資）のご案内

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる
国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。
信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・パート・アルバイト・派遣社員・役員を除く
従業員 20 名以下（※）の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下（宿泊業・娯楽業は 20 人以下）
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

2,000万円

返済期間

運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

担保・保証人

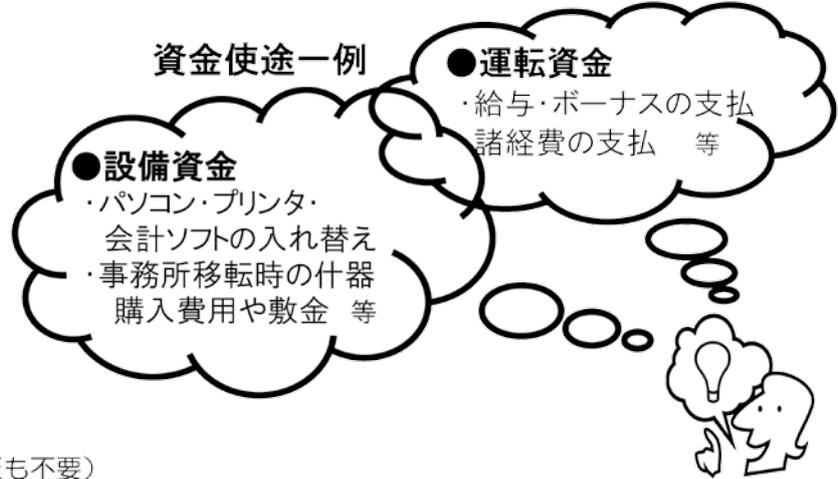
不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.11%（2019年3月13日現在）
※中央区の利子補助制度があります。

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額・返済期間の取り扱いは、2020年3月31日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。
※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

資金用途一例



【経営に関するお悩み承ります】

- ◇ 税理士による無料法律相談
第2火曜日
- ◇ 弁護士による無料法律相談
第3火曜日
午後1時～4時（1回30分）
要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

速報!! 東京税理士会支部対抗野球大会



日本橋支部野球部史上2チーム目の4連覇!!

通算11回目の優勝!!



4月18日に行われた支部対抗野球大会にて日本橋支部は決勝で上野支部に対して13-1で勝利し、杉並支部以来43年ぶりに4連覇を達成しました。



新春講演会・新年賀詞交歓会 31.1



▲坂下支部長



▲井上副支部長



▲須佐副支部長



▲浅見顧問



◀ ゲスト モーリー・ロバートソン氏



◀ 抽選会



◀ 賀詞交歓会風景



税理士記念日無料相談



確定申告無料相談

